



令和2年1月31日

法務省大臣官房施設課長 佐久間 佳 枝 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕太郎

東京弁護士会
会長 篠 塚 九

第一東京弁護士会
会長 若 林 茂 雄

第二東京弁護士会
会長 関 谷 文 隆

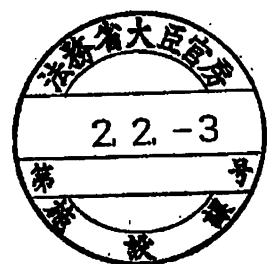
行政財産（土地）の使用許可期間の更新について

平成31年3月29日付け法務省施第1344号をもって使用許可（使用許可期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）のあった貴省管理の下記物件について、使用許可期間を30年間とする更新を受けたく申請いたします。

記

- 1 使用許可を申請する物件
所在 東京都千代田区霞が関1-1-1
- 2 使用部分
別図のとおり
- 3 使用期間
令和2年4月1日から令和32年3月31日まで（30年間）

以上



東京高等地方簡易裁判所合同庁舎

赤レンガ棟

法曹会館

弁護士会館

6号館C棟

6号館B棟

6号館A棟

